

早稲田大学大学院法学研究科

2017年2月

博士学位申請論文審査報告書

論文題目

フランス革命の反結社法研究——営業の自由・中間団体・国家

申請者

岡村 等

主査	早稲田大学教授	今関源成
	早稲田大学教授	戸波江二
	早稲田大学教授	水島朝穂

早稲田大学大学院法学研究科 岡村等氏は、早稲田大学学位規則第7条第1項に基づき、2016年10月21日、その論文「フランス革命の反結社法研究——営業の自由・中間団体・国家」を、早稲田大学大学院法学研究科に提出し、博士（法学）（早稲田大学）の学位を申請した。後記の審査員は、同研究科の委嘱を受けて、この論文を審査してきたが、2017年2月6日、審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

I. 本論文の構成と内容

(1) 本論文の目的と構成

本論文は、フランス革命期に展開された反結社法について、営業の自由の確立、ルソー的な中間団体否認論、国家重視という三つの理念を分析軸に、フランス革命の推移と関係づけつつ、法令の議会報告、議会審議録等の1次資料を主たる分析対象として検討を行うものである。これを通じて、社団国家から近代社会、近代国家への歴史的転換において反結社法が果たした役割を明らかにすると同時に、反結社主義が革命の推移に伴い変質し、新しい社会を創出するための理念から「公序」の維持のための国家の道具と化していく過程と論理を明らかにすることが、本論文の目的として設定されている。

本論文の構成は、以下のとおりである。

序論

第1章 アンシャン・レジームの社団の概要・機能

第2章 社団解体の理念

第3章 社団の解体 —バステューユから1791年憲法へ

第4章 社団の解体 —立法議会からテルミドールへ

第5章 社団の解体 —総裁政府から第一帝政へ

第6章 社団の「復活」

第7章 結論

(2) 本論文の内容

序論

本論文の目的と分析視角が設定される。フランス革命によるアンシャン・レジームの解体と新たな社会の創出のメカニズムを、一連の反結社法の分析により解明することが目的とされる。革命はアンシャン・レジームの基礎的社会的集団である社団を解体し、個人を社団への依存から切り離して国家に包摂することによって新しい社会を作り出した。したがって、社団の解体に重要な役割を果たした反結社法の考察が、この創出過程のメカニズムを解明するためには不可欠となる。反結社法は社団を国家と個人の間で介在する中間団体として排除したが、その理論的基礎となる「営業の自由」、「中間団体の

禁止」、「国家の重視」という三つの理念とその作用の相互連関という視座を設定して考察は行われることになる。ただ、その考察を行う前提として、反結社法が対象とした「社団国家」と言われるアンシャン・レジームの支配構造の中核をなす社団自体の解明が必要であるとされ、そこから本論文の考察は始まる。

第1章 アンシャン・レジームの社団の概要・機能

アンシャン・レジームの下で広範に存在していた、身分、村落共同体、領主所領、小教区、コルポラシオンなど種々の社団の性格、機能、さらに社団国家という支配構造が反結社法の検討の前提として叙述される。アンシャン・レジームの社団は、構成員が物質的にも、精神的にも依存する「社会」として生活の基盤となる重要な存在であり、革命による社団の解体は社団国家という権力構造の解体であると同時に、各人が依拠する「社会」自体の解体であり、それが生きるために不可欠な存在であれば解体によって生じた「社会的空隙」を埋めるものが必要とされてくる。そのような意味で社団の存在の重要性が示される。

各社団は一定の自律性を有する政治的、経済的、社会的機能をもった社会的集団であり、王権はこれらの社団に特権を与え見返りに税負担金などを課し、その統制を通じて臣民を支配する社団国家という支配構造に拠っている。従って、統治過程に社団が介在し、既得権益を守ろうとする有力な社団と王権の間には争いが生じるし、王権も「絶対的な権力」ではなく、社団という「諸権力」の中で「相対的に強い権力」としてあるにすぎない。このようにアンシャン・レジーム下では、地域によって言語、法、税制なども異なる中で、属性を異にする一定の自律性をもった社団が重なり合って存在している。

農村部では、村落共同体は農作業に不可欠な共同作業、インフラの維持・管理、初等教育施設の設置などを担っており、農民の生活に不可欠な存在である。小教区は、農民の信仰生活、結婚・出産などの家族生活、暦などの社会生活を支配し、基礎的な行政区域を構成する。都市部では、職業に従事するにはコルポラシオンへの加入が不可欠であり、それはまた相互扶助機能や当該職業の守護聖人への信仰という宗教的色彩も有している。フランス全体を包摂する社会も、「国民」という意識もなく、公的扶助などもない状況下で、人々の日常生活は社団に依拠せざるを得ない。社団は労働、生活、相互扶助などの場として、人々が物質的に依存する「社会」としてある。

都市部の職能的社団であるコルポラシオンの間では分化・序列化が生じる。その基底には、各人がそのアイデンティティを所属するコルポラシオンに求め、その社会的地位が構成員自身の社会的地位を決定するという心性、「集団においてしか人間を認めない」という心的傾向が存在している。これはコルポラシオンの権益の防衛とも結びつき、自らのコルポラシオンの社会的地位の向上を目指す争いを生じさせた。革命の直前においても、こうした心的傾向が存在し、コルポラシオン間の利害が絡んだ差別化をめぐる争いが生じている。アンシャン・レジーム下の農村部では、農民は村落共同体などへの帰

属によってしか農民と認められず、そこから外れることは、「物乞い」などのアウトローへの転落を意味した。このような心的傾向はアンシャン・レジームの社会に遍在しており、団体が構成員のアイデンティティの拠りどころであるという精神的な意味でも「社会」であった。

第2章 団体解体の理念

本章では、反結社法を基礎づける上記三つの理念の内容およびそれらの相互連関が説明され、本論文の分析軸が明示される。

「営業の自由」は、コルポラシオンの廃止と人的結合（コアリシオン）の禁止により、経済活動の自由と労働の自由を保障するという経済的自由主義に基づく理念である。テュルゴ勅令（1776年2月）によって表明された考え方である。営業免許制・営業免許税の導入を目的とするダラルドのデクレにコルポラシオンの廃止が引き継がれ、ル・シャプリエ法がテュルゴ勅令の論理に中間団体否認の理念と国家の役割を重視する理念を付加することによって、反結社法の正当化の論理は完成される。このル・シャプリエ法は、反結社法の「母法的」役割を果たす法であると位置づけられている。ここからコアリシオン禁止と中間団体禁止という二つの法の系統が展開されていくことになる。

「中間団体の排除」は、「社会契約論」においてルソーが説いた理念であり、部分的利益により一般意志の形成が妨げられないように、国家と個人の間には介在するあらゆる中間団体の否定を導く強力な理論である。これが革命期の反結社的な社会的「空気」を形成し、反結社法の理論的基礎とされた。営業の自由の理念とは関係のない中間団体の廃止にも援用する汎用的な中間団体廃止の論拠として利用され、反結社法の対象範囲の拡大を媒介する役割を担った。立法者たちはこれを便宜的に適用したので、中間団体否認に関する立法者の理解とルソーの考えとは別の問題として考察しなければならないとされる。

「国家の重視」という理念は、国家の役割を重視するルソーなど啓蒙期の「哲学者」たちの思想に基づいている。また、中間団体が廃止されて個人と国家しか存在しなくなった状況では、従来中間団体が担ってきた重要な社会的機能は国家が必然的に担うことにならざるを得ない。このような状況が「哲学者たち」の思想と結びついて国家重視が理念として位置づけられるようになる。

これら三つの理念は、次のような相互作用のメカニズムによって、中間団体の廃止を正当化し、そこに生じた「社会の隙間」を埋める形で国家が増殖していくプロセスを形作っているとされる。反結社法の典型とされるル・シャプリエ法は、まず経済的領域の団体であるコルポラシオンを営業の自由及び労働の自由を阻害する特権的中间団体として否定したが、国家はその経済的文脈を離れて、政治的、政策的な目的をもってする中間団体の廃止を行なうようになり、それを中間団体一般を否定する「中間団体排除の理念」を援用して正当化するようになる。営業の自由の確立のためのコルポラシオンの廃止が「導水路」となって社会の諸領域に広範に存在する様々な中間団体がすべて、このよう

に排除の対象とされる可能性を「中間団体排除の理念」はもたらずのである。廃止された中間団体が担っていた社会的機能は、先に述べたように国家が担わざるを得ず、国家への役割の積極的評価（「国家重視の理念」）に促されて、国家が中間団体にとって代わり、しかも汎用的な中間団体排除の理念によってその権力を社会に拡張する広範な可能性を手に入れるのである。

以下の各章では、三つの理念との関係で、フランス革命の推移に従って反結社法の基礎づけがどのように変化していったか具体的に確認し、またここに述べられた理念の相互作用のメカニズムを検証するために、先に行った時期区分に従って個々の反結社法の具体的な検討に入っていく。

第3章 社団の解体——バスティーユから1791年憲法へ

本章では、革命の推移と反結社法の関連を把握するために、1789年のバスティーユ襲撃から91年憲法までの、旧秩序の破壊と新秩序の構築が錯綜して進む革命の「展開期」の前半における反結社法が考察の対象とされ、議会報告、議会審議における中間団体廃止の理由づけが丹念に跡づけられている。検討される法令は、ダラルドのデクレ、ル・シャプリエ法、商業会議所を廃止するデクレである。

1791年3月のダラルドのデクレは、テュルゴ勅令の理念を受け継いでコルポラシオンの廃止による営業の自由、営業免許制・営業免許税の設立などを規定するものであるが、制度の設立が目的であり、また人的結合（コアリション）の禁止規定もないが、議会審議のなかで中間団体否認の理念が現れている点に著者は注目する。また、国家の役割の増大ということとの関係では、従来のコルポラシオンによる自律的な営業の統制に代えて、テュルゴ勅令が届出制を規定したところを、ダラルドのデクレは営業免許制を定め営業に対する統制を強めている点に注目する。許可制によって、未だ消極的にはあるが国家はコルポラシオン廃止の穴を埋めているのである。このようにダラルドのデクレは、中間団体の否認が営業の自由以外の領域には未だ展開しておらず、国家によるコルポラシオンの社会的機能の引き受けの必要性がそれほど切実ではなかった段階におけるものであり、テュルゴ勅令からル・シャプリエ法へと至る反結社法の展開の中で中間段階にあるものだと位置づけられている。

1791年6月のル・シャプリエ法になると、営業の自由・中間団体否認・国家の重視という理念が三つそろってコルポラシオンの廃止が基礎づけられている。営業の自由に関してル・シャプリエ法は、営業の自由の担保として労使双方のコアリションを禁止し、しかも労働者側に対してより詳細な規定を定め偏頗な規制をかけており、労働運動への抑圧の契機が登場してきている点に特徴がある。また、ル・シャプリエ法では、営業の自由の理念に加えて、中間団体否認の理念が明確な形でコルポラシオン、コアリシオンの否定を根拠付ける独自の論拠とされている。コルポラシオンは一般意志の形成過程を歪める中間団体の一つに過ぎず、したがって、あらゆる中間団体が部分利益により一般的利益を阻害する要因として否定の対象となる道が開かれる。これは、個人を社団への

依存から解き放ち、権利主体としての個人を創出する前提を形成するものであった。さらに、ル・シャプリエの議会報告では、傷病者への扶助などは「国家の任務」であるとして、コルポラシオンに代わって国家が果たすべき任務が明確に指摘されており、中間団体の排除と国家の権限の増大の表裏一体性が意識されていたことが示される。

このように、ル・シャプリエ法は三つの理念の論理を化体した反結社法の典型である。営業の自由及び労働の自由の確立のためにコルポラシオンを禁止したこの法は、種々の中間団体を禁止する中間団体禁止法と、特に労働者の人的集合を標的に労働者の団結による営業の自由の妨害を抑圧するコアリシオン禁止法との二つの反結社法の系統の起点となる。ル・シャプリエ法が、以後の反結社法の「母法」と呼ばれる所以である。

この他にアンシャン・レジーム下の商業会議所の廃止が、この時期になされている（1791年9月の「王国内に存するすべての商業会議所の廃止に関するデクレ」）。これによって、商人の利益を守ると同時に、商事裁判所の設置、税の徴収、港湾・道路の維持管理などを担う半公的機関が、営業の自由の阻害という経済的自由主義の観点、「憲法の諸原則」に反するアンシャン・レジームの特権的中间団体であるという中間団体否認の理念、商業に関する情報を一元的に収集・管理すべきは国家であるという論理によって廃止された。これも3つの理念がそろって廃止の根拠とされた典型的反結社法といえる。議会報告では、商業会議所は1791年憲法に反する特権的コルポラシオンとして批判されており、中間団体否認の理念がコルポラシオン=特権的中间団体という等式を媒介にして特権批判と結びつく構造を有していることが指摘される。

第4章 社団の解体——立法議会からテルミドールへ

本章は、1791年10月の立法議会から1794年7月のテルミドールのクーデターまでの革命がより徹底したものとなる「展開期」後半における反結社法に関する考察である。在俗修道会、アカデミー、割引銀行、大学などの廃止の論理が検討の俎上に載せられる。

1792年8月の「在俗修道会の廃止とその構成員の俸給と財産に関する一般デクレ」の議会報告・審議から、在俗修道会の廃止理由は、それが「聖職者のコルポラシオン」であること、権利の平等を謳う1791年憲法に反する特権的団体であり、市民を公共の事柄から切り離す中間団体であること、教育・救貧などは国家の任務であることなどである。このように、ここでは営業の自由の確立の文脈はなく、その中間団体性、特権性が批判され、教育・救貧が国家の任務であることが強調されている。在俗修道会は、「聖職者のコルポラシオン」と呼ばれるが、コルポラシオンの本来の意味である、同業者が職業の遂行にあたってギルド的規制を行う同業組合という点で非難されているのではない。個人と国家の間に介在して一般的利益を体現する国家の働きを部分利益によって妨げる特権的存在として否定されている。すなわち、中間団体否認の理念がそれ自体で在俗修道会の廃止を導いており、著者はこれによって中間団体否認の理念が最高潮を迎えたと評価している。また、このデクレは、例外なき在俗修道会の廃止を規定するが、国家による公教育、公的扶助の組織化までの間は、公的機関の監督の下で教育や病人の看

護などは個人の資格で続けられるとしており、公教育・公的扶助の国家による独占を前提に、その実現までの暫定措置として国家が監督を行うという形で国家重視の理念を表明しているとされる。

アカデミーの廃止理由は、それが「専制の痕跡」をもち「平等に背く」アンシャン・レジームの特権的団体であり、異端審問官の社団として「哲学者」を攻撃する圧政の道具であるというものである（1793年8月の「国家によって許可されたあるいは許可を与えられたあらゆるアカデミーと文学団体の廃止に関するデクレ」）。中間団体否認の理念は、「コルポラシオン」という用語により間接的に示されるが、在俗修道会の廃止と比べて、その比重は著しく低下しているとされる。国家との関係も「賢明な政体」があれば、アカデミーは必要がないという表現で国家の優越が示されているとする。

以上に二つのデクレでは、個別の具体的立法理由と中間団体の廃止という普遍的・抽象的な理由とが二層構造を成していることが特徴として指摘される。つまり、実質的な廃止理由は別にあり、中間団体否認論はそれを補強するために援用されていると考えることができる。「コルポラシオン」という用語も、先に述べたように、同業組合という本来の意味から離れ、特権的中间団体というアンシャン・レジームの「害悪」の表象として用いられている。

1793年8月の「割引銀行およびその他の種々の社団を廃止するデクレ」は、食糧暴動が頻発する中で投機資金を提供する割引銀行や投機対象となる株式会社を投機抑制のために廃止するものである。そこには中間団体否認の理念は見られない。株式会社は人的集合体であるコルポラシオンとは異なり資本の集合体であり、特権をもたないものもあったので、株式会社＝コルポラシオン＝特権的中间団体という構図でこの廃止を正当化することは難しい。むしろ、投機による食料品の値上がりによる暴動を防止するために取られた措置として、公序の維持を意図するものだと理解すべきであるとされる。

大学については、教師、学生、教学を支える大学の官職保有者などから成るコルポラシオンであるが、その廃止の理由は、国家による三段階の教育制度を新たに設けるために、それに付随して大学を廃止するというものであり、中間団体否認の理念は姿を現さないという（1793年9月の「公教育の漸進的三段階を設立するデクレ」）。

この時期の反結社法の廃止理由は、三つの理念以外に個別的廃止理由が付加され「二層構造」をとる。在俗修道会廃止の時点でピークを迎えたとされる中間団体否認の理念は、その後は個別的理由に付随してアンシャン・レジーム下の特権的中间団体の廃止を導く汎用的根拠となる。反結社法の目的は、ギルドの職業規制を行う同業組合の禁止という当初の文脈（営業の自由確立）を離れていき、大学の廃止に至って廃止理由から営業の自由に加えて中間団体否認の理念もその姿を消すことになる。それに代わって、投機規制のための株式会社の廃止に見られるように、団体の廃止の根拠に公序の維持が登場し、反結社法はアンシャン・レジーム下の特権的中间団体を廃止して新たな社会（社団から解放された個人、営業の自由に基づく経済活動、民主的な国家による統一的統治）

を創出するための理念の性格を喪失し、革命後に権力を掌握した国家の政策を媒介する普通の法令になってしまう。

このような国家の増殖から帰結した公序のための結社の廃止という趨勢は、革命が生み出したアソシアシオンである一即ちアンシャン・レジーム下の特権の中間団体ではない—「民衆協会」に対する法的規制の変遷を跡づけることによって、より明確な形をもって示される。これは次章で扱われる。三つの理念の三位一体によって支えられたル・シャプリエ法が、その論理に内在する国家の増殖という帰結によって、変質を遂げていく過程が示される。それは、社団の拘束から解放され営業の自由を認められた自由な個人が、それと同時に成立した国家によって、反結社法によってその自由を奪われ、一般意志の形成にも参加できず、政治から疎外されていく過程である。

第5章 社団の解体——総裁政府から第一帝政へ

本章では、1794年のテルミドールのクーデター以降の革命の「收拾期」と第一帝政期の状況の概観とともに、1791年以降の民衆協会に関する一連の規制・禁止法と1810年の刑法典が考察される。反結社法の治安立法への転化の過程が明らかにされる。労働者の規制を図るコアリシオン禁止法にも簡潔に言及している。

民衆協会は、革命の過程で活動家たちが議会などへの働きかけ、市民の啓蒙・組織化のために地方的に組織されたクラブであり、会費も低額で規則を守れば誰でも自由に意見を述べる「公共圏」的性格をもつ自発的政治結社である。革命後に生み出されたアソシアシオンという点で、コルポラシオンとは全く性質を異にするものである。

1791年から1797年にかけて民衆協会を対象に制定された四つの法令について、それらの法令を基礎づける理念の変化を明らかにすべく検討がなされている。

1791年5月の「市民がコミューンの招集を要求することができる場合を定める請願権に関するデクレ」の議会報告においては、啓蒙・啓発の域を超えて討議・決定・請願を行うと民衆協会はコルポラシオンになるという理由で中間団体否認の理念に基づいて政治的存在としての民衆協会は否定された。

1791年9月の「民衆協会に関するデクレ」では、民衆協会の請願などによる公的機関への介入は1791年憲法の秩序に対する敵対であるとされ、公序の維持の理念によって民衆協会の活動が規制され、同時に、憲法はコルポラシオンを許さないとする中間団体否認の理念により、民衆協会の存在自体が否定される。このデクレは中間団体の否認と公序の維持という二つの理念で民衆協会を否定しており、中間的性格をもつとされる。民衆協会と同様に政治的問題の自由な討議の場となっていた、パリの行政機構の一部であるセクションの総会も、1793年9月の「パリのセクションの総会を週に二回に制限し、日雇い労働者に出席の権利を与えるデクレ」によって、国家による政治的領域の独占、すなわち部分意志による一般意志の形成の阻害の禁止という理由で、その活動を制限された。

テルミドールのクーデター後、1795年8月の「クラブあるいは民衆協会の名で知られている集合体を解散するデクレ」は、民衆協会を「反革命」として公序の維持の観点から禁止する。1797年7月の「政治的問題に係わる特別な団体を臨時に禁止する法律」では、憲法サークルを民衆協会の復活として禁止することが1795年憲法に適合するものとされる。これらのデクレでは、1791年のデクレと対象は同一であるにもかかわらず、中間団体否認の理念が登場しない。

テルミドールのクーデターは、革命の「収拾期」への転換点であり、アンシャン・レジームの特権的中间団体の解体に用いられた中間団体否認の理念が役割を終え、公序の維持という政治的理念が姿を現す画期となっている。公序の維持は、時の政治権力にとっては既存の秩序の防衛という意味で政治性を帯びるものである。この時期の反結社法は、民衆協会やセクションの政治的活動が権力に批判的な「公共圏」を形成することに敏感な政治権力の産物である。ここに至って、反結社法は、公共圏を権力が支配しようとする政治的手段に変質している。

民衆協会を規制・廃止する法令の通時的分析から明らかになるのは、このような反結社法の治安立法化である。この延長に1810年の刑法典の291条と292条が位置づけられる。

1810年の刑法典の規定は、20人以上のすべての結社を対象を拡大し、「公権力の意に適う」条件の下でのみその存在を許容するという形で、あらゆる結社を政府の裁量に基づく禁止・規制・監視下に置くものである。中間団体政策を基礎づける理念は、中間団体否認の理念から公序の維持に変貌する。それは、原理的理念から政治的理念への変化、つまり質から量の問題への変化を意味する。

また、これまでに述べてきた反結社法は、個別の領域の個別の社団を対象としたものであったが、20人以上のすべての結社を対象とするこれらの規定は、その規定の形式自体からして従来とは異なっており、内容と性格も異なる。1810年の刑法典に至って、中間団体政策を支える理念の変化とその対象の拡大は完成する。

これに関連して、コアリシオン禁止法と1810年刑法典との関係が簡潔に指摘される。1794年1月のデクレは、アッシニアの印刷用紙を製造する製紙業を徴用下に置き、1796年6月のアレテは、製紙業の労働者全体へコアリシオンの禁止を拡大する。この二つのデクレでは、労働者のコアリシオンは中間団体の一つとしてではなく、独自の行為類型として禁止される。「営業の自由」の理念により労使奴方のコアリシオンをそれ自体として禁止する1803年法も、労働者側により重い刑罰を科している。こうした法令の延長に、労働者側への罰則強化と首謀者を刑期終了後も高等警察の監視の下に置くことを規定し、コアリシオンが労働者を危険な過激さへと導くという想定に依拠して、公序の維持の名の下に労働運動抑圧の姿勢を1810年の刑法典は明確にするに至る。

第6章 社団の「復活」

ナポレオンの下で、パリのパン屋と肉屋のコルポラシオン、商業会議所などの職業的

社団が「復活」し、修道会は許可制となり、教育などをおこなう国家に有用で無害な修道会が許可されることになるが、しかし、フランス革命の終了したのちに「復活」した社団は、国家の監視・監督の下に置かれ、行政を補完する機能しかもたない社団であることが明らかにされる。それらの社団はアンシャン・レージュム下の社団とは異なり、自律性を喪失しており、この「復活」は、むしろ国家の支配がフランス革命を通じて確立され、社団国家が否定されたことを示すものと評価される。

第7章 結論

本章では、事項別（「水平的」）と時系列（「垂直的」）という二つの視点から本論文の結論が総括的に示される。

(1) 事項別の結論、すなわち反結社法の基礎となる三つの理念の機能と構造に関する結論は次のように示される。

営業の自由の理念。ル・シャプリエ法においては、コルポラシオンなどの自由な経済活動に対する障害を排除して、主観的には経済活動の自由を目指し、客観的には資本主義的生産様式的前提である賃金労働者の創出という資本の本源的蓄積を促すための理念として営業の自由は位置づけられる。しかし、賃労働と資本という社会的・経済的秩序の形成につれて、反結社法は労働者のコアリシオンを禁止するものに変質し、公序の維持という形で労働運動の抑圧の手段に転化していくことになった。

中間団体禁止の理念。一連の反結社法は個別の団体を対象とするものであったが、当該団体を規制・廃止する個別の立法理由に付加されて中間団体の禁止は立法理由とされている。これは、中間団体禁止という普遍的・抽象的な理由の付加によって、法の目的の普遍性を示すと同時に、あらゆる中間団体の禁止を可能とし、営業の自由の理念の経済的文脈を超えて社会全体のレベルで社団への依存から個人を切り離す強力な理念であった。反結社法では「コルポラシオン」という用語により中間団体が表現され、アンシャン・レージュムの「害悪」を象徴する特権的中间団体の廃止を中間団体禁止の理念は正当化した。

ただし、この強力で汎用的な中間団体否認の理念が反結社法の正当化のために直接・間接に登場するのは、実際には1791年からの約2年間に過ぎない。しかし、それによってフランスでは反結社という社会的「空気」が1901年の結社の承認まで存続し、結社の禁止・規制の背景を構成していくことになる。

国家重視の理念。これは、啓蒙期の「哲学者」たちの国家の役割を重視する思想が、中間団体の排除と結びついて、従来中間団体が担っていた社会的機能を国家が担うことを正当化する論理として機能した。反結社法は、この論理を媒介として、すべて国家の「増殖」に貢献したことになる。

三つの理念の相互作用。ル・シャプリエ法は、コルポラシオンを営業の自由・中間団体禁止・国家の重視という三つの理念で否定する反結社法の典型である。論理的には、営業の自由を確立するためのコルポラシオンの廃止の論理が、中間団体否認の理念に媒

介されてあらゆる中間団体を中間団体であること自体によって廃止する論理に転化し、中間団体の廃止によって生じる重要な社会的機能の担い手の不在を、国家重視の理念によって国家が埋め合わせ、中間団体の廃止とともに国家権限が増殖していくことになる。反結社法は、このような中間団体否認すなわち国家の増殖という連関のなかで、中間団体が消滅し、逆に国家権力が拡大され、個人と国家の二極構造が成立していくにつれて、当初の理念は失われ、公序の維持の理念が中間団体禁止の根拠として正面に登場し、民衆協会の規制に現れるような国家による公の事柄の独占を実現していくことになる。

(2) ル・シャプリエ法から 1810 年の刑法典への過程、すなわち当初の三つの理念から公序の維持へという反結社法の変質のプロセスを革命の推移と関係づけて時系列に沿って行った考察を整理すると、次のようになる。

1789 年から 1793 年の山岳派独裁に至る革命の「展開期」：1791 年 6 月のル・シャプリエ法はコルポラシオンの禁止を、営業の自由・中間団体の否認・国家の重視という理念により基礎づけた。ここから、中間団体禁止法とコアリシオン禁止法という二つの法の系統が生じていく。また、中間団体禁止という汎用的理念と国家の重視が結びつき、国家の「増殖」メカニズムが機能していく。それは、1791 年 5 月と 9 月の民衆協会の活動制限のデクレで政治的領域の国家による独占として現れ、1791 年 9 月の商業会議所廃止や 1792 年 8 月の修道会廃止のデクレでは、廃止された団体の機能の国家による代替という形で現れる。

1794 年 7 月のテルミドールのクーデター以後の「收拾期」：クーデター後、1795 年 8 月のデクレは山岳派独裁を支えた民衆協会を「反革命」として禁止し、1797 年 7 月の法律は民衆協会の禁止を 1795 年憲法に適合するとし、「公序の維持」が禁止理由とされた。1810 年の刑法典では、公権力の裁量による中間団体への包括的な禁止・規制、監視の体制が確立するが、これは、あらゆる領域で国家が公の事柄を独占することで公序の維持が図られることを意味する。この時期には、中間団体否認の理念はすでに役割を終え、公序が前面に登場し、規制対象もコルポラシオンではなく、革命が生み出した民衆協会というアソシアシオンに変化してきている。

ル・シャプリエ法から 1810 年の刑法典への反結社法の展開過程をみると、中間団体の排除から国家の「増殖」へ、さらに公の事柄の国家による独占を経て公序の維持による体制の安定化へというフランス革命における国家の確立過程を確認できる。人的集合の人数だけを基準とする包括的中間団体禁止規定である 1810 年刑法典の規定は、国家と個人の二極構造を体現しているが、社会の変革という当初の理念性を喪失し、時の政治権力の治安維持の手段に過ぎなくなっている。それは社団の復活が行政の便宜によって一方では行われていることから明らかである。しかし、それが 1901 年の結社の自由の法認まで続く中間団体政策の基本となるのである。

最後に、中間団体・コアリシオン政策の 1810 年の刑法典から 1901 年法に至る過程が補足的に簡潔にまとめられ、次なる課題を予示して本論文は閉じられる。

II. 本論文の評価

本論文のテーマは、フランス革命期における一連の反結社法の歴史的意義を解明することである。フランス革命期には、営業の自由(経済的自由主義)の確立という経済的文脈における特権的職業団体(コルポラシオン)の廃止に加えて、部分意志による一般意志の歪曲を否定するルソー的中間団体否認論に基づいてコルポラシオン以外の諸種の中間団体(修道会、アカデミー、大学、民衆協会、セクション等)の規制・廃止が行われた。これについては営業の自由の確立、労働者の団結規制、あるいは民衆協会という政治結社の抑圧に着目した公共圏の再編といった反結社法の一局面に光を当てて考察した優れた先行業績が存在しているが、本論文はこれを総体として検討する試みとして、すなわちフランス革命期の個別の反結社法の検討を通じて、経済(営業の自由の確立)、社会(中間団体一般の解体)、政治(国家の増殖と公序の維持)という3つの局面の相互関係に焦点を当てて構造的に、かつ、革命の展開とも関係づけて、社団国家から国家と個人の二極構造に基づく近代国家への転換の過程を示そうとした点において独自性を有する。

相当数の反結社法が対象とされ、個々の反結社法の中間団体の廃止理由が議会報告、議事録などの1次資料の検討から実証的に明らかにされる。この1次資料を丹念に読み解く作業は、対象法令の多さも、かなりの労力を要したと推測されるが、この方法は本論文の主張の説得力を高めている。

分析の視点は、本論文の副題が示すように、3つ設定される。営業の自由の確立という理念との関係、ルソー的中間団体否認という、より一般的な理念との関係、さらに中間団体が担っていた社会的機能の国家による掌握という視点である。中間団体の廃止理由はこれらの視点から総合的に検討され、反結社法の論理構造の解明がなされる。これにフランス革命の展開過程という時間軸が組み合わされて、革命の局面の変化によって中間団体の廃止理由がどのように変遷を遂げていったのかを明らかにする。フランス革命は、展開期前半(1789年から1791年憲法制定まで)、展開期後半(テルミドールのクーデターまで)、收拾期(刑法典に20名以上の人的集合の禁止が規定される1810年まで)の3期に時期区分される。このようにしっかりした分析視角が設定されている。

1789年から1810年までの期間を対象に、この視角から反結社法を検討した結果として本論文が示す中間団体廃止から国家権力の確立へ至るメカニズムは次のようなものである。

旧体制を否定して新たな社会を創出するという革命の理念、とりわけ営業の自由の確立、を掲げて伝統的な特権的職業団体(コルポラシオン)の廃止が行われるのは反結社法の典型とされるル・シャプリエ法(1791年6月)までであり、革命の展開期前半に限定される。展開期後半に入ると、旧体制下で相互扶助や慈善、教育などの重要な社会的機能を果たしていた諸集団(修道会、アカデミー、大学など)が経済的文脈を離れて廃止の対象にされていき、中間団体否認論という一般的な論拠が前面に打ち出され、それと並んで個別の政策目的が示され廃止理由は中間団体否認プラス個別目的という二層

的構造をとる。これは中間団体否認論を援用した国家の政策目的の実現であり、革命が国家に回収されつつある過渡的な段階に入っていることを示すものである。このように種々の中間団体が廃止されていくとそれらが担っていた重要な社会的機能が失われ「社会の空隙」が生じるが、それが国家の「増殖」によって代償されることになる。さらに、収拾期に入ると、革命の急進化と反動勢力から革命の成果を防衛することが政治課題となり、権力を社会に拡大した国家は、もはや中間団体否認の理念を持ち出すまでもなく公序の維持を直接援用して治安目的で政治的結社の規制、廃止を行うようになる。その最終的形態が 1810 年刑法典の結社処罰規定である。その実質的な対象は、革命の生み出した政治的アソシアシオンと労働者のコアリシオンであった。同時期に若干見られる中間団体の復活も、団体の自律性を欠いた、国家政策を媒介する補助的機関としての復活に過ぎず、中間団体が国家の監視と監督のもとでしか存続しえないことの現れであり、むしろ国家権力の確立を示すものである。

この革命期における国家権力の確立過程の説明は、コルポラシオンとは異なり、革命が新たに生み出した「アソシアシオン」である民衆協会等の政治結社に対する規制を独立の項目として取り上げて検討した（第 5 章 2 節）ことで、中間団体廃止政策の変質、新しい社会創出の理念から公序の維持（体制防衛）へという中間団体廃止理念の機能転換をより際立った形で示している。さらに、旧制度における中間団体が果たしていた社会的機能の丁寧な叙述（第 1 章）は、その機能を肩代わりする国家権力の増殖という説明の説得力を高めている。

本論文は実証的な歴史研究として書かれているので、著者はこの歴史の意味について語ることを控えている。憲法学においては、樋口陽一によってルソー＝ジャコバン型国家像ないし反結社主義的個人主義として抽出された自律的個人を核とする硬質な近代理解が、日本社会の特質ないし問題点を浮き彫りにする理念型として大きな役割を果たしてきた。著者はこの国家像の歴史的出自を実証的に検証したことになるが、この研究成果をもって樋口陽一の議論をどのように評価するのか、今日の日本とこの歴史把握はどのように切り結ぶのか、著者自身の見解が示されればという期待を抱いてしまうところである。また、1810 年以降 1901 年法による結社の自由の承認までの展開について、本論文では補論として簡潔に扱っているが、革命期の反結社主義の理解の検証のためにも著者自身による本格的な研究がなされる必要があるであろう。

しかし、フランス革命期の様々な中間団体の廃止の理由を 1 次資料に基づいて検討し、反結社法制の変遷とその複合的な局面を、さらにはそれを踏まえて市民革命期における個人・社会（団体）・国家の関係の構造化のあり様を明らかにした点で、本論文はフランス法の研究にとっても憲法学にとっても重要な成果であることに変わりはない。憲法学における近代とは何か、といった最も基本的な問いの考察にとって、フランス革命期の個人と国家の二極構造をもたらした反結社主義の正確な理解は、共有されるべき前提を構成するからである。

Ⅲ. 結論

以上の審査の結果、後記審査員は、全員一致をもって、本論文の著者が博士（法学）（早稲田大学）の学位を受けるに値するものと認める。

2017年2月6日

【付記】

本審査委員会は、本学位申請論文の審査にあたり、下表のとおり修正点があると認めた
が、いずれも誤字脱字等軽微なものであり、博士学位の授与に関し何ら影響するものでな
いことから、執筆者に対しその修正を指示し、今後公開される学位論文は、修正後の全文
で差支えないものとしたので付記する。

博士学位申請論文修正対照表

修正箇所 (頁・行等)	修正内容	
	修正前	修正後
2 頁注 6 その 他各所	Ibidm.	Ibidem.
16 頁 19 行目	et l'industrie	et de l'industrie
19 頁注 69	d'L'Etat	d'Etat
41 頁最終行	privileges	privilèges
42 頁 1 行目	règlements	règlements
44 頁注 29	d'L'Etat	d'Etat
53 頁 31 行目	20 から	20 日から
54 頁 26 行目	裁可しよう	裁可しよう
66 頁 14 行目	関するする	関する
67 頁 9 行目	コルポラシオン	コルポラシオン
71 頁 11 行目	なっていく	なっていく
同 21 行目	コアリシオン	コアリシオン
79 頁 29 行目	求めて	求めて
81 頁 14 行目	congérgation	congrégation
99 頁 25 行目	しょう	しょう
105 頁 25 行目	大きな割	大きな役割
108 頁 30 行目	アウステルリッツ	アウステルリッツ
108 頁注 34	P.64.	p.64.
111 頁注 48	Isabelle,Bourdin	Isabelle Bourdin
121 頁 14 行目	もつという	もつという
121 頁注 118	P.476.	p.476.
121 頁注 119	P.477.	p.477.
123 頁 5 行目	コルドリュエ	コルドリエ
124 頁 3 行目	つくとこと	つくこと
126 頁 2 行目	ことには問題	点で問題

126頁11行目	ソシアビリテ	ソシアビリテ
130頁10行目	廃止すべきた	廃止すべきだ
137頁10, 11 行目3か所	マニファクチャー	マニユファクチャー
142頁注8	origins	origines
143頁注17 2行目	Universté	Université
同3行目	phillipe	Phillipe
145頁注30	n _o	n ^o
147頁8行目	商業会議	商業会議所
152頁注75	orders	ordres
159頁注10	d'L'Etat	d'Etat
165頁30行目	封じ込めようようする	封じ込めようとする
166頁23行目	民衆協会やに	民衆協会に
167頁注19	criminell	criminelle
170頁24行目	Universté	Université
同最終行	Jean-Jaques	Jean-Jacques
171頁3行目	Jurisprudance	Jurisprudence
同5行目	Gaillimard	Gallimard
同11行目	l'Ancien	L'Ancien
同13行目	Jean-Pierre	Jean-Pierre,
同14行目	année 1860	années 1860
同29行目	Frannce	France
同31行目	corpportive	corporative
同	Frcance	France
同最終行	le Débat	Le Débat
172頁 7、9行目	Sobul	Soboul
同9行目	Dctionnaire	Dictionnaire
同11行目	Tural	Tulard
同	Comission	Commission
同13行目	Tural	削除
173頁12行目	ボベロン	ボベロ
175頁25行目	アソシアシオン	アソシアシオン

以上